

組合ニュース

発行：2015年2月18日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail: oitauu@fat.coara.or.jp

福教大未払い賃金請求訴訟で 不当判決!! 控訴へ

それにしても、全国の大学労組が注目している裁判の判決がわずか10秒とは…。「1 原告らの請求をいずれも棄却する。2 訴訟費用は、原告らの負担とする」。

1月28日16時30分、福岡地方裁判所301法廷。大分大学からは8名、九州を中心とする他大学や、同じく未払い賃金請求訴訟を行っている福井大、京都大、和歌山大、高知大からの傍聴を含め100席の傍聴席を埋め尽くす中、裁判長のあまりにもあっけない主文読み上げ、退室です。

公務員との賃金格差はますます拡大

2004年の国立大学法人化の目的の一つは大学の自立性を高めることでした。私たちは公務員ではなくなり、民間の労働法制が適用されることになったのです。ところが、経営者となつたはずの法人は雇用者の賃金について深く考えることをしないまま、人事院勧告をそのまま適用してきました。公務員の中でももともと賃金が低かった大学がはざれることで、国家公務員の平均賃金は相対的に高くなりました。その公務員賃金と民間を比較して公務員賃金を下げ続けているのが人勧の流れです。人事院は大学法人のことなど何も考慮していません。その人勧を大学に適用することで、公務員と大学職員の賃金差は法人化以降ますます広がっているのです。

無権利状態は許されない

しかも、人勧でもなく、法律的決定でもない、政府の単なる「要請」に従って、必要な説明責任も十分果たさずに、多少の幅はあるものの平均7.8%の賃下げを全国の国立大学法人が2年間にわたって行ったのは周知の通りです。これでは大学教職員は公務員としての地位を失ったあげく、民間の労働者の権利すら保障されない無権利状態にあることになります。法人が自らの経営責任を果たさず、政府・文科省の「要請」に唯々諾々と従う姿勢を糾し、労働者としての権利の確認を求めたのが、全国で行われている一連の未払い賃金請求訴訟なのです。

裁判支援カンパにご協力を

大分大学教職員組合は福教大組合の取り組みに敬意を表し、裁判支援、カンパ等を通じて連帯してきました。今後も裁判は続くので、カンパに引き続き取り組んでいきます。組合室にカンパ箱を設置していますので、みなさまのご協力をお願いいたします。

また、本組合宛に福岡教育大学の委員長より以下のメッセージが届きましたので、抜粋してご紹介します。

判決文は以下の全大教のサイトに掲載されています。

全大教HP <http://zendaikyo.or.jp/>

閲覧を希望される方はパスワードが必要ですので、お手数ですが組合までお問い合わせください。

先月28日の一審判決は非常に不当なものでした。もともと被告の大学法人側は積極的にファイトしようとせず、私たちが財務論争にまで突入し公認会計士の先生に証言までしていただいて、議論の上では完全に圧倒していると自負していました。唯一の心配は裁判官が法人の後ろ盾に国がついていると判断して、被告側を勝たせるために「善解」（一方に有利なように善意に解釈する）をしないかということでした。結果的にはその懸念どおりになってしまったわけですが、その程度は我々の予想を超えるものでした。当事者主義の大原則を破って、法人側の主張・立証不足を裁判所が補い、我々が用意した財務資料の中から都合のよいように一部を抜き出して補強してまで法人側の主張を認めるという暴挙が行われたわけです。最初から相手側が判決文にあるような主張をしていれば、反論をするとところを、最後の判決文の中でやられては反論の機会すら与えられない不当な情況に陥れられたと思っています。

この上は、控訴審で闘いを続けていくべく、2月3日付で控訴の手続きをしたところです。弁護士の先生方の話でも、判決文には矛盾する点や反論の余地が大きいにあるので、そのあたりを厳しく追及していくたいと思っています。一審判決後には原告一同が落ち込んでいるのではないかとの心配の声も頂きましたが、むしろ不当判決への怒りの炎が激しく燃えており、一同闘志を奮い立たせています。

福岡教育大学教職員組合
執行委員長 金光 理